

監査公表第 8 号

監査結果に基づく措置について

令和 6 年 7 月 25 日付監査報告第 6 号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 7 年 10 月 21 日

大牟田市監査委員	岡	田	和	彦
同	古	庄	和	秀

観 第 4 0 1 号
令和 7 年 9 月 3 0 日

大牟田市監査委員 岡田 和彦 殿
同 古庄 和秀 殿

大牟田市長 関 好 孝
(産業経済部)

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について

令和 6 年 7 月 25 日付、監査報告第 6 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【監査の対象】

おおむた「大蛇山」まつり振興会

【個別指摘事項】

(1) 補助金の算定について

平成 25 年度に実施した振興会を対象とした財政援助団体等監査結果において、「振興会の会計状況等を精査し、事業計画に伴う費用の積算等を勘案した補助金額の算定基準等をもって交付決定を行うように努められたい。」としていたが、補助金交付申請時に費用の積算等は行われていなかった。

(2) 決算書について

振興会から提出された決算書には収入、支出ともに科目誤りなどがあり、正確ではなかった。

(3) 実績報告書等について

夏まつり補助金の事業実績報告書において、補助事業の実績、補助事業経費の内訳は「別紙のとおり」として振興会の総会議案が提出されているが、補助金がどの事業に充てられたのかは不明確であり、事業経費の内訳は確認できなかった。

夏まつり安全対策強化事業費補助金でも、補助事業の実績は「別紙のとおり」とされ、振興会の総会議案が提出されているが、安全対策強化についての記述はなかった。また、補助事業の経費の内訳は収支決算書が提出されているものの、予算額と決算額の比較では 60 万円を超える不用額があったにもかかわらず、市の補助金は満額支給されている。

(4) 振興会の会計事務の規定等の整備について

平成 25 年度の財政援助団体等監査結果に対して、平成 26 年度から振興会は事務処理規程と会計処理規程を整備し運用している旨の報告を受けていたが、引継ぎが十分に行われておらず、規程どおりの運用とはなっていなかった。また、振興会の体制見直しが実施されているにもかかわらず

らず、必要な規定等の改正が行われていない。

(5) 会計事務に関する帳簿等の整備及び確認について

現金の出納及び残高の状況を記録する帳簿の整備や現金の出納及び残高の複数体制における組織的かつ定期的な点検の実施について、会計処理規程に明記されているにもかかわらず、帳簿は不存在であり、現金残高の確認等が適切に行われていない。

(6) 会計伝票について

会計処理規程に定める会計伝票を用いて収入、支出の事務処理を行っているが、その根拠となる証拠書類の添付がなく処理されているものが多数見受けられた。そのため、Tシャツ・ポロシャツの売上確認において、販売実績数の確認ができず、領収証の発行もないため売上金が正しく処理されているか確認ができなかった。

(7) 支出の方法について

会計処理規程には、「支払いの原則として、随時払いとし、現金又は口座振込による。」とされているが、ほとんどが立替払いであり、職員個人のクレジットカードで決済されているものも見受けられた。

(8) ふるさと納税返礼品について

振興会からTシャツの販売を委託されている（一社）大牟田観光協会が、大牟田市から委託されているふるさと納税返礼品の調達を、委託販売分のTシャツで行い、振興会から販売手数料として売り上げの10%にあたる額を受領していた。当該行為は仕入れに該当し、振興会は手数料を支払うべきではなかった。

(9) 現金、預金通帳及び公印の管理について

Tシャツの売上金などを一時的に鍵付き保管庫に保管しているが、鍵の保管場所は施錠されておらず、鍵使用時に使用者の確認は行われていなかった。預金通帳、公印は施錠できない引出しに保管されていた。また、事務処理規程に定められている印鑑のうち、事務局長印の所在が確認できず、同規程に定めがない実行委員長印が存在していた。さらに、公印使用簿等は整備されておらず、使用状況の確認はできていない。

【措置の状況】

(1) 補助金の算定について

補助金交付申請においては、事業計画に伴う費用の積算等を勘案し、補助金額の算定を行います。

(2) 決算書について

振興会の経理処理の際に、データ入力誤りがあり、正確ではない決算書がまつり振興会より提出されたものです。市より振興会に対し、科目の確認や伝票の整理等助言を行いました。

(3) 実績報告書等について

総会資料では夏まつり補助金の実績報告の内訳が確認できないことから、事業費内訳が明らかになるような実績報告書の作成を指導していきます。

また、夏まつり安全対策強化事業費補助金についても、事業実績報告書では、まつりに要する費用全体の決算を示されておりましたが、別途、部会から提出される活動報告書を基に、振興会

としてどのような対策を行ってきたかを明確化し、市として負担割合に応じた補助金の支出を行っていきます。

(4) 振興会の会計事務の規定等の整備について

振興会事務局として、事務処理規程及び会計処理規程に関する引継ぎができておらず、規程に沿った対応ができていませんでした。振興会では令和6年度に規程の改定を行い、規程に沿った事務手続きを行われています。

(5) 会計事務に関する帳簿等の整備及び確認について

会計処理規程の引継ぎができておらず、規程に沿った対応ができておりませんでした。振興会では令和6年度には規程を改正し、その内容に沿った明確で適正な会計処理が行われています。

(6) 会計伝票について

収入支出の会計処理を行うにあたっては、必ず領収書等の証拠書類を添付して処理するよう振興会に再徹底を指導しました。また、Tシャツ・ポロシャツの売上については、受託者からの販売実績、売上額の報告を求めることとし、売上額の処理も販売実績数に基づいて処理することとされました。

(7) 支出の方法について

会計処理規程に沿った明確で適正な会計処理を行うため、立替払いとならないよう新たに手持現金（小口現金）の規定を設け、日々の小口の現金支払いに充てることができるよう、振興会では会計処理規程の更なる見直しが行われました。また、個人のクレジットカードの使用については、クレジット決済以外の選択肢がない取引もあることから、その使用に際しては事前に経理責任者である事務局長の許可を得るなどし、安易な使用とならないよう厳正な対応を指導します。

(8) ふるさと納税返礼品について

大牟田観光協会のTシャツ取扱いは、指定管理者としての観光プラザでの販売委託分（手数料あり）と、まつり振興会の一員としての販売協力分（手数料なし）の2つを扱っていました。ふるさと納税返礼品の調達で観光協会が購入した商品にかかる手数料は支払うべきではありませんでしたが、観光協会への手数料支払いの際に提出された資料の精査が不十分であったことが原因と考えます。今後、同様の事案が生じるような場合には、関係先と対応を検討することとします。

(9) 現金、預金通帳及び公印の管理について

担当者は預金通帳、公印、売上金等を使用する際は、施錠された保管庫から取り出し、使用後はすべて保管庫へ収納し、施錠を行うことをルール化されました。

また、事務処理規程において定められていた事務局長印は不存在のため削除し、実行委員長印を規定し、公印使用の際は使用簿にて管理することとされました。